



北労発安第243137号

平成24年4月11日

北海道経済連合会 様

北海道労働局長



平成25年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

新規学校卒業者の就職問題につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する選考開始期日等の遵守を図るため、今般、文部科学省及び厚生労働省から関係中央団体等へ別添（写）のとおり協力要請が行われたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本趣旨を十分御理解いただき、下記事項の遵守につきまして、会員企業等への周知徹底を図られますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、新規学校卒業者の採用に当たりまして、本人の適性、能力等を中心とした公平・公正な選考がなされますよう、また、障害者に対しましても格別の考慮がなされますよう重ねて御配慮をお願い申し上げます。

記

1 新規中学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日等

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 求人申込みの受理開始 | 6月20日 |
| (2) 求人者に対する求人票控えの交付 | 7月 1日以降 |
| (3) 他安定所への求人連絡 | 7月 1日以降 |
| (4) 推薦・選考開始 | 12月 1日 |
| (5) 採用内定開始 | 選考開始と同日以降 |

2 新規高等学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日等

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 求人申込みの受理開始 | 6月20日 |
| (2) 求人者に対する求人票の返戻 | 7月 1日以降 |
| (3) 学校における求人申込み受理 | 7月 1日以降 |
| (4) 安定所受理求人の学校への提示 | 7月 1日以降 |
| (5) 他安定所への求人連絡 | 7月 1日以降 |
| (6) 推薦開始（推薦文書到達） | 9月 5日 |
| (7) 選考開始 | 9月16日 |
| (8) 採用内定開始 | 選考開始と同日以降 |

3 求人活動のための学校訪問開始期日

原則として安定所において確認済みの求人票により学校に求人申込みを行った日以降（7月1日以降）に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降（6月20日以降）についても行うことができるものとする。

4 就業開始日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法第56条の規定により平成25年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については卒業後とすること。

5 選考結果の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒に通知すること。

6 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

- (1) 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によるものとする。

ア 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

イ 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。

ウ 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記2の(6)から(8)の取扱いと同様であること。

- (2) 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

7 平成25年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

経済団体、学校関係者、行政機関等で構成する北海道高等学校就職問題検討会議において本年3月、「平成24年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」が行われたところであるので（別紙参照）、本申合せについても、趣旨を御理解の上、会員企業等へ周知いただきたいこと。

なお、本申合せでは、一定時期から複数の企業への応募を可能としていることから、企業への応募者数が増加することも予想されるが、各企業での選考に当たっては、書類選考だけでなく、本人の適性と能力を判断するためにも多くの生徒と面接することが望ましいと考えられることから、できるだけ多くの生徒に面接機会を与えることについても配慮いただけるよう併せて周知いただきたいこと。